

くろがねの華

展示作品目録

令和八年三月十二日(木)～同年五月二十日(水)

「 刀 剣 」

	指定	種別	銘別	名称	刃長(cm)	反り(cm)	時代	国	備考(伝来等)
1	特別重要刀剣	太刀	銘	備前国未行	七二・四	一・七	平安時代末期 鎌倉時代初期	備前国	
2	特別重要刀剣	太刀	銘	備前国包平作	七二・七	一・四	平安時代末期 鎌倉時代初期	備前国	館林藩秋元家伝来
3	重要美術品	太刀	銘	順慶	七七・九	三・〇	平安時代末期 鎌倉時代初期	備前国	喜連川藩 喜連川家伝来
4	重要美術品	太刀	銘	基近造	七〇・二	一・八	平安時代末期 鎌倉時代初期	備前国	
5	重要美術品	太刀	銘	利恒	七〇・五	二・〇	平安時代末期 鎌倉時代初期	備前国	
6	重要刀剣	太刀	銘	次家	七二・四	一・八	鎌倉時代初期	備中国	
7	特別重要刀剣	太刀	銘	守利	七七・二	二・五	鎌倉時代初期	備中国	
8	特別重要刀剣	太刀	銘	定利	七〇・一	一・八	鎌倉時代前期	山城国	日州佐土原島津家伝来
9	重要刀剣	太刀	銘	景秀	七七・一	一・七	鎌倉時代中期	備前国	種子島家伝来
10	特別重要刀剣	太刀	銘	延吉	六八・八	二・二	鎌倉時代中期	大和国	犬養毅(木堂)旧蔵
11	重要文化財	太刀	銘	吉家作	七五・七五	三・〇	平安時代後期	山城国	島津家伝来
12	重要文化財	太刀	銘	真守造	七七・一	三・〇	鎌倉時代中期～後期	備前国	
13	重要美術品	薙刀直 脇指	銘	大和(以下折返し)尻懸住則長	五一・五	一・〇五	鎌倉時代後期	大和国	長刀直し 紀州徳川家伝来
14	重要美術品	太刀	銘	為長	七二・九	二・一	鎌倉時代末期	備前国	
15	重要刀剣	薙刀直 脇指	無銘	一文字	四八・四	〇・八	鎌倉時代中期	備前国	
16	特別重要刀剣	太刀	銘	則房	七二・七	一・六	鎌倉時代中期	備前国	
17	重要刀剣	刀	折返銘	来国俊	七〇・〇	二・一	鎌倉時代後期	山城国	
18	重要美術品	太刀	銘	来国末	七三・〇	一・九	鎌倉時代後期	山城国	庄内酒井家伝来
19	重要刀剣	短刀	銘	来国長	二六・八	〇・一	鎌倉時代後期	摂津国	

20	特別重要刀剣	刀	無銘	西蓮	六九・四	一・八	鎌倉時代後期	筑前国 島津義弘所用
21	重要文化財	脇指	無銘	伝 正宗	三〇・八	〇・二	鎌倉時代末期	相模国
22	重要刀剣	刀	無銘	伝則重	六七・一	一・九	鎌倉時代末期	越中国
23	重要刀剣	刀	無銘	伝江 郷義弘 と朱銘がある 鑑定本阿弥長識(花押)	六九・三	一・九	鎌倉時代末期〜南北朝時代	越中国
24	重要刀剣	短刀	無銘	金重	二九・三	〇・三	南北朝時代	美濃国
25	特別重要刀剣	刀	金象嵌 銘	長谷部国重	七二・一	一・三	南北朝時代中期	山城国 徳川将軍家伝来
26	重要刀剣	刀	無銘	伝 来国次	七三・〇	二・〇	南北朝時代	山城国
27	重要刀剣	刀	額銘	石州住直綱作	六四・七	一・七	南北朝時代	石見国

【刀装・刀装具】

指定	種別	名称	指定	種別	備考(伝来)
	重要小道具	鐺		拵	朱漆塗桜花文散蒔絵印籠刻鞘打刀拵
	重要小道具	鐺		拵	白檀笛巻塗鞘半太刀拵
	重要刀装具	鐺		兜	鉄錆地六十二間筋兜
	重要刀装具	三所物			雲竜図所物 無銘 顕乗

【備考】指定について

重要文化財とは、文化財保護法に基づき日本国政府(文部科学大臣)が指定した文化財
 重要美術品とは、文化財保護法施行以前に、旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき日本政府(文部大臣)が認定した有形文化財
 特別重要刀剣とは、公益財団法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に相当する、または重要文化財に準ずる価値があると判断されて指定した刀剣
 重要刀剣とは、公益財団法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定した刀剣
 重要小道具とは、公益財団法人日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定したものである。